

## 入札公告

制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本入札への参加を希望するものは、次に定める事項のほか入札説明書等に定める事項を承知の上、応募すること。

なお、本事業は「令和8年度社会福祉施設等施設整備費補助金」の申請を予定しています。

令和8年1月13日

社会福祉法人鳥取県厚生事業団

理事長 中山貴雄

### 1 入札対象案件

業務名	厚和寮ホーム（仮称）実施設計業務委託
業務の場所	鳥取県鳥取市湖山町西三丁目
業務内容	実施設計業務 詳細は「仕様書」を参照
履行期間	実施設計 令和8年6月まで
予定価格	非公開（開札後に公開）
発注機関	社会福祉法人鳥取県厚生事業団

### 2 入札参加者の条件

#### （1）会社概要

単独・共同企業体の別	単独
本・支店所在地	鳥取県鳥取市内にあること
入札参加資格	建築関係建設コンサルタント業務
資格技術者数	建築士法第23条第1項の規定に基づき建築事務所の登録を受けておる者で、一級建築士を4名以上保有する者であること。
同種業務	延床面積500平米以上の社会福祉施設又は医療施設の新築又は増築に係る設計業務
同種業務実績	平成27年度以降に上欄同種業務を受注した実績を有すること又は常勤技術者が管理技術者又は担当技術者として同種業務を履行した実績を有すること。

### 3 応募方法

#### （1）入札参加申請と入札参加資格の決定

提出場所及び様式の交付場所	以下に持参すること。（月曜から金曜の午前9時から午後5時の間） 様式はホームページからダウンロードすること。 鳥取県鳥取市伏野2259番地43
---------------	---

	社会福祉法人鳥取県厚生事業団 事務局 ホームページ <a href="http://www.tottori-kousei.jp/">http://www.tottori-kousei.jp/</a> 電話 0857-59-6033 ファクシミリ 0857-59-6055
入札参加申込書類	制限付一般競争入札参加申込書  ※鳥取県の定める「制限付一般競争入札参加申込書作成要領」に準じて作成し、添付書類も同様の取扱いとする。
提出期限	令和8年1月20日（火）午後4時まで
提出部数	1部
郵送の可否	可 ※ただし、提出期限必着とする。
審査結果の通知	令和8年1月21日（水）午後4時までに入札参加資格審査決定通知書をファクシミリで通知する。

(2) 入札手続

入札方法	紙入札
質問書提出期限	令和8年1月20日（火）正午まで
回答期限	令和8年1月22日（木）午後4時まで
入札日時	令和8年1月26日（月）午前10時 即時開札
入札会場	伏野つばさ園会議室（鳥取市伏野2259-43） 電話 0857-59-1911
入札保証金	開札日に有効な入札参加資格を有している者に限り免除とする。
最低制限価格	適用する
支払条件	仕様書のとおり
その他	自治体職員が入札に立会う場合がある。

4 関係図書の閲覧場所

閲覧場所	法人ホームページ
------	----------

5 現地確認

日時	月曜から金曜の午前9時から午後5時の間で随時とする。 なお、確認は必須ではないので希望するものは末尾の担当者へ事前連絡の上行うこと。
----	---

6 その他

問合せ先	鳥取県鳥取市伏野2259番地43 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 事務局 担当：中原 電話 0857-59-6033 ファクシミリ 0857-59-6055 電子メール honbu_soumu4@tottori-kousei.jp
------	--

## 入札説明書

この入札説明書は、社会福祉法人鳥取県厚生事業団（以下、「事業団」という。）が行う制限付一般競争入札に参加しようとする者が、熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにしたものである。

### 1 競争入札に付する事項

入札公告「厚和寮ホーム（仮称）実施設計業務委託」（以下、「公告」という。）のとおり

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鳥取県（前号後段の資格を有する者にあっては、その発行期間）から資格（指名）停止措置を受けた期間に、当該入札の開札日が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあっては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする経営事項審査（法第27条の23第1項の審査をいう。）を受け、その結果に基づき、開札日までに改めて入札参加資格を付与されていること。

### 3 入札手続等

- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先  
〒689-0201 鳥取県鳥取市伏野2259番地43  
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 事務局総務課  
電話 0857-59-6033  
ファックス 0857-59-6055  
電子メール honbu\_soumu4@tottori-kousei.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法  
事業団ホームページ(<http://www.tottori-kousei.jp/jyouhou.html>)から入手すること。

### 4 入札に関する問合せの取扱い

- (1) 疑義の受付  
本件入札に関する質問は、質問書（様式第2号）を作成し、ファクシミリもしくは電子メールにより3の(1)の場所に提出することとし、原則として、訪問、電話による質問は受け付けないものとする。
- (2) 疑義に対する回答  
上記の質問に対する回答については、事業団ホームページ（<http://www.tottori-kousei.jp/jyouhou.html>）によりまとめて閲覧に供する。

### 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を作成の上、3の(1)の場所に提出しなければならない。  
なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。
- (2) 事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は1部とする。
  - ア 制限付入札参加資格確認書（様式第1号）
  - イ 鳥取県の入札参加資格以外で参加する場合は、その資格を証明する書類。

- (3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された事前提出資料は返却しない。  
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (6) 提出期限以降における事前提出資料の差し替え及び再提出は認めない。

## 6 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状（様式第3号）を提出すること。
- (3) 入札参加者は、入札書（様式第4号）を当該入札の会場に持参し、提出すること。
- (4) 落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税を含む額をもって落札価格とするので、入札参加者は、**消費税及び地方消費税を含む金額**に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (7) 入札者は、政令、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (8) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9) 入札者は、入札書の記載内容について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることはできない。
- (10) 委任状及び入札書のあて名は、「社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 中山 貴雄」とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
本件入札に参加する者は、入札参加資格の確認をもって入札保証金を免除する。
- (2) 契約保証金  
落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。  
この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。  
なお、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 8 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金の納付を必要とする入札で、入札保証金を納付しなかった者のした入札
- (3) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札
- (4) 任状のない代理人の入札
- (5) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (6) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (7) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (8) 記名押印のない入札書による入札
- (9) 金額数字の不鮮明な入札
- (10) 政令、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

9 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

10 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

11 契約書作成の要否

要

12 手続における交渉の有無

無

13 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び事前確認資料の内容について後日事実と反するが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として入札見積金額の 100 分の 10 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを関係機関に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア） 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ） 暴力団員を雇用すること。

（ウ） 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ） いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ） 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ） 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ） 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等されること。